

LIVE JAPAN ショート記事利用条件

第1条 (適用)

1. LIVE JAPAN ショート記事利用条件(以下「本条件」という)は、本条件に同意したうえで本サービス(次条に定義する。以下、本条において同じ)の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。
2. 本条件のほか、当社と利用者との間に適用される諸条件がある場合、本条件が当該条件に優先して適用されるものとする。なお、本項に定める条件と本条件を併せて、以下「本条件等」という。

第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、文脈上別の意味を有することが明白である場合を除き、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 本サイト
当社が管理及び運営するウェブサイト「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」
- (2) 利用者情報
利用者に関する情報及び利用者が本サービスの対象として指定する店舗、施設又は商品に関する一切の情報(著作権、商標、商号、ロゴその他利用者から提供された一切の情報)
- (3) 利用者ページ
利用者当社が別途締結する「LIVE JAPAN」加盟条件(施設)に基づき成立する契約(以下「加盟契約」という)により制作される、本サイト内又は利用者が管理及び運営するウェブサイト内における利用者情報が掲載されたウェブページ

第3条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し次の各号に掲げるサービス(以下「本サービス」という)を提供する。
 - (1) 記事制作・掲載サービス
利用者が本サービスの対象として指定する店舗、施設又は商品等(以下「指定店舗等」という)に関する記事(以下「本記事」という)の制作を行い、加盟契約の契約期間中、本記事を本サイト上に掲載するサービス。なお、記事制作サービスの利用は、加盟契約があることを前提として提供されるオプションサービスであり、加盟契約が現に有効であることを提供の前提とする。
 - (2) 当社が指定するその他前号に付随して提供するサービス
2. 当社は、当社の責任において、本サービスにかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第4条 (本契約の成立)

本サービスの利用にかかる契約(以下「本契約」という)は、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を利用者の電子メールアドレス宛に当社が発信し電子締結サービスを利用してこれを承諾した時点、又は本申込書を当社に提出した時点で成立する。

第5条 (本サービスの対価及び支払条件)

1. 本サービスの対価は、本申込書において定めたとおりとする。なお、本サービスの対価は、本記事の制作料のみとし、本サイトへの掲載料は発生しない。
2. 当社は、本記事の掲載完了後に利用者に請求書を発行し、利用者は、請求書の記載内容に従い、当社が別途定める時期及び方法により支払う。なお、振込み手数料は利用者が負担する。

第6条 (キャンセル)

利用者は、本サービスへの申込み後、本サービスの利用をキャンセルする場合は、本サービスの対価全額を支払う義務を負う。

第7条 (契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立の日から本記事の本サイトへの掲載が終了する日(加盟契約の終了日)までとする。なお、当社は本契約期間が満了する旨の事前の通知を行う義務を負わない。

第8条 (記事制作・掲載サービス)

1. 当社は、利用者事前協議の上、本記事のテーマ(以下「記事テーマ」という)を決定し、これに従い本記事を制作する。
2. 利用者は、本記事に、利用者が本記事からのリンク先として指定する店舗、施設又は商品等のうち、当社が、記事テーマとの関連性があると判断したもの(以

下「リンク先店舗等」という)にかかる利用者ページへのリンクを設置することができる。リンク先店舗等の指定にかかる諸条件については、当社が別途定めるものとする。

3. 本記事の制作は、本サイトへ掲載された時点で完了したものとみなす。利用者は、本記事の制作が完了した後は、当該記事の内容の全部又は一部の変更及び更新をすることはできない。
4. 記事制作・掲載サービスの注意事項は以下に掲げたとおりとする。
 - (1) 利用者ページの掲載開始前に、本記事を本サイト上で掲載開始することはできない。
 - (2) 利用者ページの掲載開始後、本サービスを追加で購入することができる。
 - (3) 本サイト上で掲載できる本記事は1施設1本のみに限られる。なお、本記事の追加購入を行った場合、新しい本記事の掲載をもって、古い記事の掲載は終了する。

第9条 (本記事の二次利用)

利用者は、当社サイト以外で本記事の利用を希望する場合、別途当社に対し申込み、当社が定める二次利用料を支払うことにより、本記事を利用することができるものとする。本記事の利用期間については、別途利用者と当社との間で協議の上決定するものとする。

第10条 (知的財産権等)

1. 本記事その他本サービスに基づき利用者に提供された各種コンテンツ(以下、総称して「本コンテンツ」という)にかかる権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を含む。以下同じ)は、当社又は当該コンテンツに関する権利を有する者に帰属し、利用者は、技術的方法の如何を問わず、本コンテンツを利用してはならない。ただし、事前に当社の承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 利用者情報に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を含む。以下同じ)は、利用者又は利用者情報に関する権利を有する者に帰属する。
3. 利用者は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な範囲において、利用者情報の全部又は一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾する。
4. 利用者は、当社に対し、当社が、当社の認めた個人又は法人その他の団体(以下「パートナー」という)に対し、技術的方法の如何を問わず、利用者情報の全部又は一部を提供することを無償で許諾し、パートナーは、独自に作成し、又は公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含むがこれらに限られず、デジタルの媒体であるかアナログの媒体であるかを問わない)において、媒体の作成又は公開が有償であるか否かも問わない)において利用者情報を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用することができる。
5. 前二項のほか、利用者は、当社に対し、本サービスの提供に関連する当社の事業の範囲において、利用者情報の全部又は一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾する。
6. 利用者は、当社及びパートナーに対し、著作者人格権その他一切の知的財産権又は他のいかなる権利(以下、あわせて「知的財産権等」といい、法律上保護される利益にかかる権利を含む)をも行使せず、利用者情報の保有者にこれらを行使させない。ただし、パートナーが、あらかじめ当社が定めた利用規約、ガイドライン等パートナーと当社との契約(以下「情報利用規約等」という)に違反して利用者情報を利用し、利用者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、利用者は、当該パートナーに対して知的財産権等を行使し、利用者情報の保有者にもこれらを行使させることができる。

第11条 (利用者の責任)

1. 利用者は、本記事の制作にあたり、その使用が、第三者(利用者の従業員、シェア等並びに利用者がキャスティングした第三者を含むがこれらに限られない)の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他第三者のいかなる権利をも侵害することのないよう、利用者の責任と負担において当該第三者との間で必要な全ての権利処理をあらかじめ完了させるものとする。
2. 当社又はパートナーによる利用者情報の利用に起因し又はこれに関連して、当社又は利用者第三者との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)、利用者は、当社を免責し、利用者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、その必要があると当社が判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができ、利用者は、当社が当該紛争に対応したことによって発生した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限られない)を負担する。
3. 前項の定めにかかわらず、パートナーが、情報利用規約等に違反して、利用者情報を利用して利用者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると当

社が判断した場合には、当社は、当社所定の方法に従い、当該パートナーに対して当該違反行為の中止を求める。ただし、当社が本条に基づく処置を講じたにもかかわらず、当該パートナーが、情報利用規約等に違反して利用者情報を利用し、利用者の権利を侵害した場合には、当社は、利用者に対してそれ以上の責任を負わない。

第12条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為（次の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む）を行ってはならない。
 - (1) 第三者に本サービスの提供主体又は商品若しくは役務の提供主体等について誤認混同を生じさせる行為
 - (2) 当社若しくは第三者の商品若しくはサービスを誹謗中傷する行為又は当社若しくは第三者の品位や名誉を傷つける行為
 - (3) 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利（著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかると認められる権利を含む）を侵害する行為
 - (4) 法令に違反する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する行為
 - (7) 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
 - (8) 本サイトの運営又は本サービスの提供に支障を及ぼす行為
 - (9) その他当社が別途禁止する行為
2. 利用者が前項に違反した場合は、当社は、利用者に対して、当該違反行為の中止を求めることができ、利用者はこれに応じなければならない。また、この場合、当社は、本サービスの全部又は一部の提供を、予告なく停止することができる。

第13条（免責事項）

1. 当社は、本サービスが利用者の要求、期待又は特定の目的に合致することを保証しない。
2. 当社は、本記事の内容、表記その他ユーザーの閲覧に供されたものが利用者の要求、期待又は特定の目的に適合することを保証しない。
3. 当社は、明示的か黙示的によるものであるかを問わず、口頭か書面によるものであるかを問わず、本サービスに関連して提供されたドキュメントその他の物品又はサービスについて、いかなる表明又は保証をするものではない。

第14条（本サービスの提供の停止等）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができる。
 - (1) 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天変地異、社会的混乱等当社の責に帰すべき事由に因らず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (3) 利用者が本条件等に違反した場合
2. 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者が生じた一切の損害について当社は責任を負わない。

第15条（賠償）

本条件で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が利用者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害（予見可能性の有無にかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益を含まない）の範囲に限られる。ただし、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りでない。

第16条（秘密情報の取扱い）

利用者は、本契約の内容及び直接間接を問わず本サービスを通じて知りえた当社の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、本契約期間中又は本契約の終了後にかかわらず、善良なる管理者の注意を持ってこれらを取扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社が事前に書面による承諾をしない限り、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。

第17条（当社による本契約の終了）

1. 当社は、第7条の定めにかかわらず、本契約期間中においても、利用者に対

して文書又は電子メールにより通知することにより、当該通知の到達日をもって本契約を終了させることができる。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、利用者情報を当社サーバーから削除することができる。この場合、利用者が、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むが、これらに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 利用者が本条件等に違反した場合
 - (2) 終了事由の如何を問わず、利用者が掲載サービスの利用を終了した場合
 - (3) 利用者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (4) 利用者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これらに類する手続の申立てを自らした場合
 - (5) 利用者が支払いを停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
 - (6) 利用者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 前三号のほか、利用者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (8) 利用者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - (9) 利用者が株主構成、役員等の変動により会社の実質的支配関係が悪化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (10) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (11) その他利用者による本契約上の義務の履行が困難であると当社が判断した場合

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係団体
 - (5) 総会屋等
 - (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 反社会的勢力共生者
 - (9) 前各号に該当する者と社会的又は経済的関係がある者
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が、本条第1項各号のいずれかに該当し、又は本条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第1項の保証及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより利用者には損害が生じた場合でも、当社は一切の損害を賠償する責任を負わないものとする。

第19条（不可抗力）

当社は、天災、地震、戦争、騒乱、伝染病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、納入事業者若しくは下請事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、利用者にはいかなる責任も負わない。

第20条（本契約終了後の取扱い）

1. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本条件に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本条件が適用される。
2. 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第10条(知的財産権等)、第13条(免責事項)、第15条(賠償)、第16条(秘密情報)、本条、第21条(権利義務の譲渡、承継)、第22条(届出及び通知)第2項及び第3項及び第25条(準拠法、管轄裁判所)の規定は、本契約終了後においても存続する。
3. 当社は、本契約終了後も本サイト等において本コンテンツを引き続き利用できることとし、利用者はこれを承諾する。

第21条（権利義務の譲渡、承継）

利用者は、あらかじめ書面により当社の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

第22条（届出及び通知）

1. 利用者は、本申込書の記載事項に変更が生じる場合、事前に、当社に対し当社所定の手続に従い、その旨を書面により届け出る。
2. 本条件に基づき当社から利用者に対して行われる全ての通知は、利用者が当社に提出した本申込書に記載された利用者の住所、FAX番号又は電子メールアドレスに宛てて、通知すべき内容を郵送、FAX送信又は電子メール送信のうち当社が任意に選択するいずれかの方法により発信するものとし、かつ、発信することをもって足りるものとする。
3. 当社から利用者に対する通知等が、第1項の届出義務の懈怠により延着又は不到着となったときは、通常到達すべき時に到着したものとみなす。また、利用者の第1項の届出義務の懈怠により、利用者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

第23条（当社による本条件の変更）

1. 当社は、利用者へ予告なく本条件の内容を変更することができる。
2. 当社は、前項の規定により本条件を変更した場合には、変更後の条件を当社所定の方法により利用者に通知又は公表するものとし、変更後の条件の内容は、利用者が本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申出なかった場合、本条件の内容を変更することに同意したものとみなす。
3. 前二項の定めにかかわらず、利用者の権利及び重大な影響を及ぼす変更については、当社は、利用者に当社が適当と認める方法により事前に通知することによって、本条件等を変更することができる。利用者が、本項に定める通知から2週間以内に本条件等の変更について異議を申出なかった場合、本条件等を変更することに同意したものとみなす。

第24条（協議）

本条件に定めのない事項その他本条件の解釈に疑義が生じた事項については、当社及び利用者は、誠意をもって協議し、速やかに解決を図るものとする。

第25条（準拠法、管轄裁判所）

本条件は、日本法に基づき解釈され、当事者は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の訴訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上

制定日 2025年6月13日